

武蔵野学院大学

平成 20 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 21 年 3 月

財団法人 日本高等教育評価機構

武蔵野学院大学

認証評価結果

【判定】

評価の結果、武蔵野学院大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準を満たしていると認定する。

【認定期間】

平成 20(2008)年 4 月 1 日から平成 27(2015)年 3 月 31 日までとする。

【条件】

特になし。

総評

建学の精神・大学の基本理念としてうたわれている「他者理解」を根底に置き、「コミュニケーション能力を持った主体性ある人材の育成」を大学の使命・目的として明示するとともに、これらを各種刊行物、ホームページなどを通じて学内外へ周知する努力が払われており、評価できる。

大学の教育目標が適切に掲げられ、目標に沿ったカリキュラム編成になっているが、教養教育を恒常的に検討するための独自の組織が十分に整備されておらず、早急な取組みを期待したい。

大学の教育目標を学生の進路に対応させるために「履修モデル」を設定するとともに、資格取得も含めた実践的・体験的な学びを重視し、クラス担任や専門ゼミ担当教員などを通じてきめ細かな履修指導が行われている。

入試形態に応じてアドミッションポリシーが明確にされ、学習支援や学生サービスの向上、更には就職・進学支援についても、個別指導を旨としつつ、就職部やゼミ担当教員と一体となった取組みがなされている。

教員については、大学設置基準に基づき必要な専任教員数と教授数が確保されているが、年齢構成や担当時間数がややバランスを欠いたものになっている。また、人事については規程に則った運営がなされるよう期待したい。ファカルティーディベロプメント(FD)については、教育内容・方法の改善のための研修会が定期的実施されている。

職員の採用・昇任・異動について、現時点では明確に定められた規程はなく、自己評価や面談などを通じて行われている。職員の資質向上のため、目標管理制度を実施しているほか、外部研修や内部講習への積極的な参加が促されている。更に事務局の各部署に担当教員が深く関わる形で業務が遂行されている。

寄附行為に則って理事及び評議員が選任され、理事会・評議員会も必要に応じて適法に審議されているほか、管理部門と教学部門の連携が緊密に行われている。自己点検・評価については、全学的な取組みがなされている。

大学の教育研究目的を達成するために必要な財政基盤を有しており、全体として当面問題のない財務状況になっており、会計処理及び監査も適正に行われている。また、財務情

報の公開も適切な方法で行われている。

各種施設設備は設置基準を充足しており、適切に運営されている。バリアフリー化が一部に留まっている点で課題も残されているが、概ね教育研究環境は整備されている。

生涯学習機会の市民への提供、高大連携、地元企業などとの交流・協力関係の構築などを積極的に行い、地域社会とともに生きる大学を目指している。

大学として必要な組織倫理に関する諸規程や体制が整備されている。また、教育研究上の成果が学内外へ定期的に発信される体制が整っている。

総じて、教育・学生支援活動などにおいて努力が払われているが、教授会や各種委員会などに関する規程・制度と運用がかい離している点がしばしば見受けられる。大学創立後間もないという事情を考慮しても、規程・制度に則って運用されることが高等教育機関として求められる。教育研究活動の更なる向上・発展を願いつつ、今後の取組みに期待したい。

基準ごとの評価

基準 1 . 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的

【判定】

基準 1 を満たしている。

【判定理由】

明治 45(1910)年の武蔵野学院(大橋幼稚園)創設時に掲げられた「報恩感謝の精神」及び「婦人の新使命の確立」という建学の精神を継承しつつも、平成 16(2004)年の武蔵野学院大学開設に当たっては時代の要請に対応し、基本理念として「他者理解」をうたっている。また、「他者理解」を根底に置き、「創造的な知性と豊かな人間性及び高度情報化社会に対応できる諸能力をそなえ、我が国及び国際社会の発展に寄与する主体性のある人材の育成」を大学の使命・目的として明示している。このように、大学の建学の精神・基本理念及び人材養成の目途が明確に示されている。

このような建学の精神・大学の基本理念及び大学の使命・目的が、学内で実施されているさまざまな大学行事を通じて、また学内で配付されている各種刊行物において周知の努力が払われているとともに、学外に向けても多様な媒体を通して積極的に発信されている。

基準 2 . 教育研究組織

【判定】

基準 2 を満たしている。

【判定理由】

大学の学部・学科及び大学院の研究科は、1 学部 1 学科(国際コミュニケーション学部 国際コミュニケーション学科) 大学院の 1 研究科(国際コミュニケーション研究科修士

課程)で構成されている。国際コミュニケーション学部国際コミュニケーション学科を教育の基本組織として置き、「異文化理解・コース」「ビジネス理解・コース」「人間理解・コース」を履修モデルとしている。学部開設と同時に「武蔵野学院大学日本総合研究所」を設置して学際的・総合的な共同研究を目指したほか、平成19(2007)年度には、学部を基礎として、知的基盤社会を支える高度で知的な素養ある人材育成を目的とした大学院(修士課程)を設置し、附属図書館を含めたこれらの組織が大学の使命・目的を達成するため相互に関連性を保ちながら構成されている。

教養教育については恒常的に検討するための独自の組織が整備されていないが、大学と大学院との教育目的及びカリキュラム編成がそれぞれ適切に関連付けられている。

教育方針などを形成する組織と意思決定過程については、大学と短期大学との合同教授会に関しては一部課題があるが、規程に沿って運営されている。

【改善を要する点】

- ・学生の賞罰などについては、大学と短期大学はそれぞれ独立している組織なので、大学と短期大学のそれぞれの教授会で審議するよう改善を要する。

【参考意見】

- ・各委員会については、各委員会規程に則って組織的に運営されることが望まれる。
- ・今後設置予定の「教養教育検討準備委員会」の確実な運営により、教養教育に関わる諸問題の検討を行うなど、組織的な対応が望まれる。

基準3．教育課程

【判定】

基準3を満たしている。

【判定理由】

「他者理解」という建学の精神・基本理念を基礎とし、高度なコミュニケーション能力を備えた主体性ある国際人の養成を図ることを教育目的に掲げている。かかる目的に即して語学能力の涵養や異文化理解の深化など「5つの観点」を定め、これを学生の進路希望に応じて「異文化理解」「ビジネス理解」「人間理解」という「3つの履修モデル」に集約するとともに、「基礎科目」「専門科目」「専門実習科目」及び「専門ゼミ科目」からなる教育課程に反映させている。また、各種資格への推奨・支援についても、学生や社会のニーズを考慮した内容・位置付けとなっており、全体として体系的に編成されている。

教育目的を達成する方法の一つとして実践的・体験的な学習が特に重要視され、座学と併せて学生の主体的な学びに資するような方向が明確に打出されている。

更に、「クラス担任制」や専門ゼミなどを通じて履修指導がきめ細かく行われており、学生への周知徹底が図られるように配慮されている。

【改善を要する点】

- ・演習 ~ が、「入門」- 「基礎」- 「発展」- 「完結」というような系統性を持っているので、秋季入学生が入学直後の学期に「入門」を履修できるよう改善を要する。

基準 4 . 学生

【判定】

基準 4 を満たしている。

【判定理由】

国際的な視野を持ち、自国の文化および多様な他者への理解力に裏づけされた人材の養成という、建学の精神が明確にアドミッションポリシーとして学生募集要項及び入試形態に応じて明確に示され、運用されている。また、AO 入試のみならず一般選抜試験を含む様々な入試においても、必ず面接を行い、学生が大学の教育上の理念、目的及び養成する人材像を理解しているかを確認するシステムを採用している。更に、入学後においても、学生便覧にも「教育上の理念、目的および養成する人材像」が掲載され、それが学生に浸透するようにしている。

学習支援については、学年に応じ、また留学生に対しても、担任教員やゼミ担当教員などと連携しつつ、適切に運営されている。特に 1、2 年次生についてはクラス担任制度などを導入し、初年次教育に努力を払っている。

学生サービスについては、学生部を中心に、担任やゼミ担当者と連携をとりながら、また「学友会」の要望にも耳を傾けつつ、運営に努めており、入学者及び在学生に対しては各学期初めのオリエンテーションのほか教務部とクラス担任との連携により履修指導などの学習支援が行われている。外国人留学生には国際センター担当教員及び専任スタッフによるサポートのほか、日本語及び日本事情理解などの科目設定により独自の学習支援が行われている。オフィスアワー制度については学生便覧のシラバスの中に記述があり、各教員の「オフィスデイ」として曜日がそれぞれ指定され、学生支援のために「学生指導マニュアル」を作成し指導に当たっている。

就職・進学支援についても、就職ガイダンスやキャリア教育、2、3 年次生対象の「インターンシップ」科目が設けられ、個別指導を旨としつつ、就職部やゼミ担当教員と連絡を取りながら運営されている。インターンシップについても 8 月の北海道での農業体験、サービス業を中心とする企業で実施している。

学生に対する経済的支援については、大学独自の奨学金制度を設けて対応している。また、課外活動及びその中核となる「学友会」は併設の短大、大学院と共同運営され、施設の維持管理と教育指導面において大学が関わっているが、各種行事や大学祭などでは「学友会」と大学が一体的活動を行っている。

基準 5 . 教員

【判定】

基準 5 を満たしている。

【評価理由】

教員数については、大学設置基準に基づき、必要な専任教員数と教授数が確保されている。教員の年齢バランスについては、大学院開設に伴う特殊事情があるものの、ベテラン教授の配置により高齢の教員が若干多い。

教員の採用・昇任の方針については、規程は整備されているがその運用には問題がある。

専任教員の教育担当時間については、標準担当コマ数が目安として決められているものの、大学院との兼任教員に負担が大きく差が生じている現況にあり、専任教員の担当時間がバランスを欠いたものになっている。

教員の研究費については規程に基づいて適切に支給され、研究活動の支援体制も整備され、研究紀要を発刊するなど研究活動の活性化に取り組んでいる。

教員の教育研究活動の活性化を図るため、教育研究を中心とするファカルティーディベロプメント(FD)に力を入れ、学内に学部長・教務部長を中心として教育内容の検討委員会を設置し、教育内容・教育方法改善のための研修を行っている。研修内容は学内に設置した「FD検討委員会」が検討し、(1)教員基礎講座(建学の理念など)(2)教育制度講座(学校教育法など)(3)教務・事務講座(履修制度など)(4)研究支援講座(研究費など)(5)学生指導講座(生活・就職指導講座)(6)教育技法講座(授業方法など)となっている。また、教育研究活動の向上のために教員は授業アンケート結果に基づき、科目ごとに「自己点検・評価報告書」を提出するよう義務化されている。

「武蔵野学院大学研究紀要」が発刊され、各教員は一定の基準のもとに研究成果の発表が義務付けられている。

【改善を要する点】

- ・教員人事についての規程は大学と短期大学にそれぞれ存在するが、実際の会議(審議・決議)は合同で実施されているので、規程に従いそれぞれ独自に運営がなされるように改善する必要がある。

基準 6 . 職員

【判定】

基準 6 を満たしている。

【判定理由】

大学の目的を達成するために事務局の各部署に職員が配置されているほか、担当専任教員が深く関わり、部局間で連携しながら業務遂行とその円滑化の努力がなされている。

採用・昇任・異動についての規程の必要性については認識されているが、明文化された規程はなく、自己評価や面談などを通じて行われている。

職員の資質向上のために、各人の目標管理制度を実施しているほか、外部研修への参加や内部講習などの取り組みがなされている。また、全職員による「短時間定期ミーティング」を実施し、意思疎通と意識向上を図っている。

大学の教育研究支援のための専門部署は構築されていないが、各部署の本来業務を通じて教育支援がなされているほか、科学研究費補助金の申請及び執行について事務支援を行っている。

基準 7 . 管理運営

【判定】

基準 7 を満たしている。

【判定理由】

法人の管理運営は、寄附行為の定めのとおり理事及び評議員が選任されるとともに、理事会・評議員会も適法に審議され、意思決定などが適切に行われている。

管理部門と教学部門の連携についても、理事及び評議員に学長と教員などが選任されるようになっており、適切な連携が図れる体制が整備されている。

事務部門と教学部門相互の連携を図るため、大学副学長・事務局長・各部の部長などが出席して、毎週、業務推進連絡会が開催され業務の円滑な推進が図られている。

管理運営体制は整備されており、管理部門と教学部門の更なる連携強化に努めている。

自己点検・評価は、研究業績、授業評価、教員個人の自己点検・評価を前・後期に実施するとともに、各部・事務局・各センター・図書館などは業務内容にあった個別の点検項目に沿って自己点検・評価を行っている。

【参考意見】

- ・自己点検及び評価規程は、各個人が行うこととなっているが大学の教育・研究など運営全般について、全学的に取上げ PDCA のマネジメント・サイクルの視点で組織的に行われるよう期待したい。

基準 8 . 財務

【判定】

基準 8 を満たしている。

【判定理由】

財務比率は改善されつつあり、大学の教育研究目的を達成するために必要な財政基盤を有している。また、年度毎に事業計画が策定され、これに基づき予算が編成されており、適切な会計処理のもとに執行され、業務監査は私立学校法及び寄附行為に基づき適正に行われている。

財務情報の公開に関しては、利害関係者への閲覧に応じているほか、法人のホームページに財務諸表を公開するなど、適切になされている。

資産運用に関しては、規程に則り監査法人の承認を得て実施し、堅実な運営を行っている。

外部資金の導入については、寄附金を受入れやすくするため、文部科学省より特定公益増進法人としての認可を受け、また、私立学校振興共済事業団においては、受配者指定寄附金の登録を行い税制優遇措置を受けるなどの環境整備を行っている。

基準 9 . 教育研究環境

【判定】

基準 9 を満たしている。

【判定理由】

校地、校舎面積は設置基準を満たしており、講義室、演習室、OA 教室、視聴覚教室、研究室など、教育研究目的を達成するために必要な各種施設設備が整備され、屋外施設あるいは各種研修施設などを含め、適切に維持、運営され、利活用されている。

キャンパス内には、外国人留学生が日本文化を理解するために独立した家屋に茶室を設け、当該施設を日本文化実習室として位置づけて、茶道、華道など日本伝統文化を学ぶ場として活用し、同時に、学生同士の国際交流の場としても利用されている。

また、北海道小樽市郊外及び箱根芦ノ湖に研修施設を有し、ウィンタースポーツの集中授業やゼミナール合宿、課外クラブの合宿に利活用している。

バリアフリー化が一部に留まっている点で課題も残るが、環境管理員配置などによる施設、設備の安全性及びスクールバスの運行、維持管理などによる利便性、快適性の確保のための努力がなされており、概ね教育研究環境が整備されている。

【参考意見】

- ・バリアフリー化については、具体的な計画を作成して、可能なところから着手するなど、早期に整備を図っていくことが望ましい。

基準 10 . 社会連携

【判定】

基準 10 を満たしている。

【判定理由】

公開講座をはじめ生涯学習社会における市民への学習機会の提供、高大連携、地元企業などとの共同研究を行い、地域社会とともに生きる大学を目指している。

公開講座は、地域住民を対象に実施するとともに、高大連携の具体的実践として、大学周辺の高校と「大学における学習の単位認定」の協定を結び、コラボレーション講座として高校生を対象に特別に講義や実習を実施している。

関係機関・団体と連携を図り種々の事業の開催・協力に取り組んでいる。特に、「狭山ビズキッズ」への協力は、小学校の総合学習として、企画・宣伝・販売などの過程をすべて児童の手によって運営する商業体験学習に学生と教員を派遣し、児童の体験学習をサポート

している。

また、各種公的機関の委員に大学教員が就任するとともに市教育委員会などからの受託事業の実施など、地域社会の関係機関・団体などとの協力関係が構築され、開かれた大学として地域社会との連携が図られている。

基準 11 . 社会的責務

【判定】

基準 11 を満たしている。

【判定理由】

寄附行為や就業規則、「セクシャル・ハラスメントの防止に関する規程」「個人情報保護規程」などが制定されている。

危機管理体制については、地域消防署の立入り検査も毎年受けており、学生・教職員の避難訓練も前期と後期に実施し、その徹底を図っている。また、震災対策も具体的な項目を挙げて点検を行い震災後の対応、避難場所の指定など整備されている。

大学の教育研究成果の学内外への広報活動については、教員の研究成果の研究紀要と大学の「武蔵野学院大学日本総合研究所」の紀要を毎年発刊して国立国会図書館や全国主要大学研究所へ送付している。

その他、ホームページなどや地元ケーブルテレビの情報番組などで年間を通じて情報発信を行っている。

組織倫理、危機管理、教育成果の広報体制は、実施体制の更なる充実を図っていくことを期待したい。